

## 論文の和文要旨

論文題目	帝国日本／植民地朝鮮の社会事業と民衆統治 ——「救済」と「治安」のパラドックス——
氏名	ちょう きょんひ 趙 慶 喜

本研究は、帝国日本の社会事業の展開を、朝鮮の植民地統治過程のなかで分析・検討するものである。分析の対象となる時空間は日露戦争後から1920年代までの帝国日本／植民地朝鮮である。日本による植民地支配の開始とともに、朝鮮は総督府を中心とした軍事的・政治的統治下に置かれた。そのなかで貧民の救済を趣旨とする救済事業(社会事業)は「善政」として位置づけられ、三・一運動を経た1920年代の「文化統治」のもとで本格的にすすめられた。

これまでの社会事業史研究においては、内地に比べた植民地社会事業の量的・質的レベルの低さが解明すべき主な論点となってきた。つまり内地からの社会事業の移植を前提にした場合に見出される「差別性」が、植民地統治下の社会事業の限界として位置づけられてきた。こうした研究史上の位置づけは、「救貧から防貧・教化へ」という社会事業史研究に内在する近代化論の枠組み(発展段階論)を背景としている。発展段階論を前提とする限りにおいて、植民地はあくまで本国との格差によってのみ把握される。本研究においては、こうした社会事業の発展段階論から距離を取り、①帝国日本と植民地朝鮮の往復のなかで、内務官僚をはじめとする社会事業関係者たちの認識の連鎖と断絶を解明すること、そして②社会事業と植民地統治という一見相反する実践のあいだの相補関係を通して、植民地における「救済」が「治安」と結びつく地点を明らかにすることを課題とした。

まず第1章では、先行研究の指摘をふまえたうえで、日露戦争後の日本の救済理念をめぐる議論を跡付けた。日本では「慈善」と「社会事業」の中間に「感化救済」という特有な段階が

存在し、それが媒介となって大正後期の社会事業への移行がなされた。日露戦争後の財政緊縮策を背景にはじまる感化救済事業と地方改良運動は、井上友一ら内務官僚のめざす「独立自営の良民の育成」といった方向性を確認し、その具体的な方法を模索する試みであった。公的救済が空洞化するなかであらわれた「救済」理念とは、個人の基本的権利でもなければ、上からの一方的な慈恵でもない、いわば「感化と慈恵を通した主体化」であると位置づけられる。そして、こうした日本の社会事業のプロトタイプが、単に日本内部の閉ざされた空間のなかで形づくられたのではなく、帝国の拡大とその後の植民地統治の展開とともに見出された可能性を同時に確認した。第1章は、その後の議論の展開の基本的前提として位置づけることができる。

第2章では、第1章で検討した「独立自営の良民育成」策を念頭に置きつつ、植民地統治下の1910年代の朝鮮の救済事業の展開を検討した。日本政府は朝鮮の併合に際し臨時恩賜金3000万円を準備し、そのうちの1700万円を地方の両班・儒生など「恒産無き者」に対する授産費、教育費、凶款救済費などに充てた。統治の観点からすると、これらの恩賜金事業はその経済的な効果の前に、天皇の「恩賜」による朝鮮社会の救済という象徴的・修辭的な意味合いを持っていた。実質的な救済行政においては、朝鮮の家族主義をはじめとする「美風良俗」が公的救済を代替するものとして奨励され、救済の制限や不在を正当化する論理となっていた。

この過程で「美風良俗」として奨励されたものは、次第に朝鮮人の悪弊として「民風改善」の対象に組み込まれていく。つまり植民地朝鮮の救済事業がその始まりから必然的に教化策に横滑りし、「朝鮮人性」を構成する風俗習慣の改善が第一の課題であったことが明らかになった。他方で「恩賜」を拒否したり、「善政の有難さ」を知らない朝鮮人の存在は、統治の効果が届かない地点をしめしていた。第3節では、浮浪者と化した朝鮮人青年層の行方と、それらに対する行政側の視線と取締りを通して、植民地統治下の救済事業が、治安対象——救済の「外部」——を自らつくりだしていく契機を示した。

第3章では、救貧から防貧へという社会事業行政の確立過程を、内地からの移植と転用という観点から論じた。第一次大戦後の米価問題と自然災害に起因づく朝鮮の貧困、そして1919年の独立運動を背景に、朝鮮の「社会問題」はあくまでも貧困や教育、思想問題の複合的な結びつきのなかで認識された。内地の延長としてすすめられた防貧的社会事業が挫折するなかで、社会事業行政をめぐるさまざまな批判言説があらわれた。たとえば総督府では「朝鮮に於ける貧乏線は内地に於ける貧乏線とは遥かに違ふ」、あるいは朝鮮の社会状態がいまだ「物々交換経済」にあるとして、朝鮮の段階ががいまだ防貧の域に達していないことのディレンマを表明した。

こうした朝鮮の社会状態への認識は、結果的に「欧風」の内地式社会事業の移植よりは、朝鮮の家族制度と朝鮮往古の地域的な自治制度を活用する教化事業の方向へと向かわせた。たとえば朝鮮在来の地方の自治的規約である「郷約」を「矯風会」や「振興会」といった自治組織に再編していく動きはすでに1910年代に見られていたが、1920年代の地方制度改正の動きのなかで公式に朝鮮版「地方改良運動」が始められ、家族制度と儒教理念に根ざした郷約や郷校の活用が活発におこなわれていく。矯風会をはじめとする1920年代初頭の社会事業は、結果的に朝鮮人自らが地方の教化活動を担っていくような構造的基盤を生み出していく。

第4章では、1919年の朝鮮三・一独立運動後の「文化統治」の始まりを背景に、警察による社会事業への接近に焦点を当て、内地と朝鮮での往復のなかで治安担当者たちの認識が連鎖していく過程を描いた。分析の中心にすえたのは、民衆と警察の関係をいち早く模索した松井茂と1920年代初頭の朝鮮治安担当者であった丸山鶴吉である。松井と丸山はともに貧民と直接接触して調査をおこなうなど、あらゆる逸脱を予防するために民衆生活を管理するという当時の新しい警察官僚のあり方を象徴的にあらわしていた。また両者はともに朝鮮を経験するなかで、警察と民衆をめぐる構想を膨らませていった。

しかし他方で、当時の朝鮮では「過激思想の侵入に対して防御の方法を講ずる事が地勢上最も緊要」な状況にあった。とりわけ国境付近で警務についている警察官たちは「行政警察」や「民衆警察」といった理想論に警鐘をならしていく。松井や丸山の構想は、こうした植民地の現実を前に自家撞着に陥るしかない。植民地の行政警察や社会事業が成立するためには、「暴徒」と「良民」への分割が欠かせない。第3節で見たような関東大震災後の朝鮮人に対する治安対策と社会連帯論の強調は、朝鮮人間の選別をより明確にし、「救済の主体」と「治安対策の客体」を同時に生み出す分割統治を一層すすめていくものであった。

以上の内容を通して、終章では、①社会事業の「移植」と「転用」、②帝国＝社会における治安認識の連鎖、③救済と治安の逆説的結合、という3つの視点から本研究の結論を提示した。植民地社会事業を論じた従来の研究が、内地の社会事業との質的な差別性に焦点を当てたのに対し、本研究が着目したのは、救済という様式そのものが植民地内部に葛藤を生じさせ、治安対策の対象を自ら生み出していくような植民地主義的構造であった。つまり、問題の本質は救済の「不足」や「不在」にあるのではなく、天皇の恩賜に基づく「救済」それ自体から生じる。そして1920年代以後のより細分化された社会事業は、教化事業と結びつくことで朝鮮人自身をその主体として駆り立てていく。つまり「救済の主体」と「治安の対象」を朝鮮人のなかから同時に生み出していくことで、朝鮮人の分割を絶えず再生産するのである。

こうした植民地の本質的性格は、社会事業の「近代化」という単一の指標によってはなかなか見えてこない。本研究の試みは、植民地帝国社会における不均質な同時代性を解明していく一助となるものと考えている。